業務管理体制整備届出書について

●**令和３年４月１日より、介護保険法の一部が改正され、指定又は許可を受けている全ての介護サービス事業所又は　施設の所在地がいわき市内にある介護事業者については、　業務管理体制の整備に係る届出書の届出先がいわき市となります。**

1. 届出先の変更（令和３年４月１日～）

|  |  |
| --- | --- |
| 区分（事業所の所在地） | 届出先 |
| 厚生労働大臣 | 主たる事業所所在地の都道府県知事 | 福島県 | いわき市 |
| ３以上の地方厚生局管轄区域に所在する事業者 | 〇 |  |  |  |
| 複数の都道府県に所在し、２以下の地方厚生局管轄区域に所在する事業者 |  | 〇 |  |  |
| 全ての事業所が福島県内に所在する事業者 |  |  | 〇 |  |
| 全ての事業所がいわき市内に所在する事業者 |  |  | 〇 | ● |
| 地域密着型サービスのみを行い、全ての事業所がいわき市内に所在する事業者 |  |  |  | 〇 |

1. 届出者

サービス事業所ごとではなく、法人としての事業者に届出義務があります。

1. 事業所数ごとの届出事項

|  |  |
| --- | --- |
| 届出事項 | 指定又は許可を受けている事業所数 |
| 20未満 | 20以上100未満 | 100以上 |
| 法令遵守責任者の選任 | 〇 | 〇 | 〇 |
| 法令遵守マニュアルの整備 |  | 〇 | 〇 |
| 法令遵守に係る監査の実施 |  |  | 〇 |

1. 届出に必要な様式等について

|  |  |
| --- | --- |
| 届出が必要となる事由 | 様式 |
| 1. 業務管理体制の整備に関して届け出る場合

（介護保険法第115条の32第２項） | 第43条様式の７ |
| ②　事業所等の指定等により事業展開地域が変更し、届出先区分の　変更が生じた場合　（介護保険法第115条の32第４項）　※　この区分の変更に関する届出は、変更前の行政機関及び　変更後の行政機関の双方に届け出る必要があります。　例）本市のみで介護サービス事業を展開していた事業者が、　　新たに県内他市においても事業を開始した場合　　　　　　届出先　　いわき市　⇒　福島県　に変更 | 第43条様式の７ |
| ③　届出事項に変更があった場合　　（介護保険法第115条の32第３項）　※　ただし、以下の場合は変更の届出の必要はありません。　　○事業所等の数に変更が生じても、整備する業務管理体制が変更されない場合　　○法令遵守規程の字句の修正など、業務管理体制に影響を　及ぼさない軽微な変更の場合 | 第43条様式の８ |